

保発0304第15号
老発0304第2号
平成28年3月4日

各都道府県知事 殿
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長

厚生労働省老健局長

「指定訪問看護の指定を受けることができる者」の一部改正について

標記について、指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第58号）が公布され平成28年4月1日より適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図りたい。

記

別添 指定訪問看護の指定を受けることができる者

保 発 第 7 3 号

老 発 第 3 9 9 号

平成12年3月31日

(最終改正；平成28年3月4日 保発0304第15号・老発0304第2号)

各 都道府県知事 殿

厚生省保険局長

厚生省老人保健福祉局長

指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者について

指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者のうち、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人以外の者については、「指定老人訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者」（平成4年2月厚生省告示第32号）により定められているところであるが、今般、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）の施行に伴い、及び健康保険法（大正11年法律70号）第44条ノ5第4項の規定に基づき、同告示の一部を改正したところである（「指定老人訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者の一部を改正する件」（平成12年3月厚生省告示第167号））。その取扱いについては、下記のとおりであるので、その実施に遺憾のないよう関係者に対して周知徹底を図られたい。

なお、これに伴い、従前の「指定老人訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者について」（平成6年9月9日老健第271号・保発第104号）貴職あて通知は、平成12年3月31日限り廃止する。

記

第一 指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者

指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者（平成4年2月厚生省告示第32号。以下「告示」という。）により、指定訪問看護事業者としての指定を受けることができる者は、次のとおりであること。

- 1 国
- 2 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- 3 日本赤十字社
- 4 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会
- 5 日本郵政株式会社
- 6 健康保険組合及び健康保険組合連合会
- 7 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会
- 8 日本私立学校振興・共済事業団
- 9 国民健康保険組合及び国民健康保険組合連合会
- 10 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（病院、診療所若しくは介護老人保健施設を現に開設しているもの又は指定訪問看護の事業を現に行っているものに限る。）
- 11 1又は2以上の都道府県、郡、市町村、特別区（旧東京都制第140条第2項に規定する従来の東京市の区を含む。）又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の区の区域を単位とし、当該区域内の医師を会員として設立された一般社団法人である医師会
- 12 1又は2以上の都道府県の区域を単位とし、当該区域内の看護師等を会員として設立された社団法人である看護協会（公益社団法人日本看護協会及びその会員である看護協会に限る。）
- 13 一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団
- 14 厚生労働大臣が指定訪問看護事業者として適当であると認定した者（厚生労働大臣の認定に係る訪問看護事業を行う事業所において指定訪問看護の事業を行う場合に限る。）

第二 実施上の留意点

1 告示第13号により認定する認定法人等の範囲

告示第13号は、申請者について、指定訪問看護の事業を行うのにふさわしい者であるかどうかを、当該申請に係る訪問看護の事業を行う事業所ごとに個別に認定することとするものであること。したがって、申請者の定款又は寄附行為等の目的、資産・収支の状況、当該申請に係る訪問看護の事業を行う事業所の概要、併設施設の状況等からみて、指定訪問看護の事業を健全に永続的に運営できると認められる者について

のみ認定するものであること。

2 厚生労働大臣の認定手続

指定訪問看護事業者の指定を受けようとする者で告示第13号の認定を必要とするものについては、健康保険法第89条第1項の規定に基づく指定の申請に先立ち、次の資料を提出して厚生労働大臣の認定を受けるよう指導されたいこと。

(1) 認定法人等認定申請書

別記様式に必要事項を記入したものを提出させること。

(2) 定款、寄附行為等

(3) 現在の事業の概要及び収支状況を示す書類

収支状況を示す書類は次のとおりである。

① 財産目録

② 貸借対照表

③ 収支計算書

(4) 指定訪問看護ステーションとなるべき事業所に関する概要

指定訪問看護ステーションの場合にあつては、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第74条第1号、第2号、第5号から第8号まで及び第10号に掲げる事項に関する書類を提出させること。具体的内容については「指定訪問看護の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定等の取扱いについて」（平成12年3月31日保発第72号・老発第400号）によること。

別記様式

認 定 法 人 等 認 定 申 請 書

厚 生 労 働 大 臣
○○○○ 殿

平成 年 月 日

住所（主たる事業所の所在地）

申請者

名称（法人等の名称及び代表者の職氏名）

印

申請者○○○○（法人等の名称）を○○都道府県○○市町村○○町○○丁目○○番地○○号に指定訪問看護ステーションとなるべき事業所を設置しようとする法人等として認定されたい。